

環境配慮契約法 基本方針(案)の考え方

環 境 省

概要

電力

入札に参加しようとする事業者について、電気のCO2排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況を評価し、入札参加資格を付与することとする。

自動車

環境性能(燃費)を考慮した評価点と入札価格を基に総合的に評価を行うこととする。

ESCO

新たに設備更新のある場合のESCO事業の考え方を整理し、効果的な活用を図れるようにする。

建築

環境性能に最も大きな影響を及ぼす設計段階について、設計者の能力を評価して契約を行うこととする。

電気の供給を受ける契約について

温室効果ガス削減に寄与できる裾切り方式の活用

70点以上の点数を取れたら入札参加可能

一定の環境配慮をしながら電力供給を行っている事業者と契約

評価項目

- ◇ 二酸化炭素排出原単位 (60~70)
- ◇ 新エネの導入状況 (20~15)
- ◇ 未利用エネルギーの利用 (20~15)

+

- ◇ グリーン電力証書 (10点程度)

電力の安定供給に配慮
適切な競争性を確保
(複数事業者が参入できる範囲)
新エネ・未利用エネルギーの
利用促進に配慮

新エネの拡大に貢献
政府に譲渡し再利用なし

